

高浜3、4号機差し止め仮処分の決定全文

卷之六

7月22日 4号機が停止、定期検査入り

8月 2日 再稼働差し止めを求める滋賀県の住民らが大津地裁に仮処分申し立て(仮処分1回目)

2月20日 3号機が停止、定期検査入り

7月 8日 原発の新規制基準施行。関電が3、4号機の審査を規制委に申請

12月24日 運転差し止めを求める滋賀県の住民らが大津地裁に提訴(本訴訟)

11月27日 大津地裁が再稼働差し止めの仮処分申し立て(1回目)を却下

12月 5日 福井県の住民らが福井地裁に仮処分申し立て

1月30日 滋賀県の住民が大津地裁に再度の仮処分申し立て

2月12日 規制委による適合性審査に適合

4月14日 福井地裁が再稼働を認めない仮処分決定

17日 関電が福井地裁決定に異議申し立て

12月 3日 高浜町長が再稼働に同意

22日 福井県知事が再稼働に同意

24日 福井地裁異議審で差し止め仮処分決定を取り消し

1月29日 3号機が再稼働

2月20日 再稼働準備中の4号機で1次冷却水漏れ

26日 4号機が再稼働

29日 4号機が緊急停止

3月 9日 大津地裁が運転差し止めを認める仮処分決定

いて 3 爭点3(耐震性能)について

(1) 前提事実および前記とおり、福島第1原子力発電所の重大な事故に起因して、原子力規制委員会が設立され、新規制基準が策定されたものであり、新規制基準は、従前の規制のように強化され、建築がどのように強化されたかについて、善が述べられている。当裁判所は、前記1のとおり、本件原発の運転のための規制が具体的にどう運用されるべきであると考える。

（2）そこで、関電は、新規制基準においては、耐震性の評価に用いる基準地震動の策定方法の基本的な枠組みは変更されず、基準地震動の策定過程で考慮される地盤動の大きさに影響を与えるパラメータについては、より詳細な検討が求められるところになったと主張している。この点、福島第1原子力発電所事故の主たる原因がなお不明な段階ではあるが、地盤動の策定方法の基本的な枠組みが誤りであることを明確にし得る事由も存しないことからすると、従前の科学的知見が一定の限度で有効な限りであつたとみるべきであり、これに加え、地盤動に係る新規制基準の策定過程からすれば、新規制基準の策定過程からすれば、新規制基準そのものがおよそ合理性がないことは考へられない限りで、地盤動を特定して策定する地盤動を検討する方法自体は、従前の規制から引き続いて採用すべきである。そこで、地盤動における新規制基準の要請に応える十分な検討をしたかを問題とすべきことになる。

(3) このような観点から、関電の提示する耐震性能の考え方について検討するが、敷地ごとに震源を特定して策定する地盤動を検討する方法自体は、従前の科学的知見の到達点としてある地点（敷地）に影響を及ぼす地盤を発生させる可能性があるからである。これが前提となる。そして、関電は、現在の科学的知見の到達点としてあるものとして取り上げ、かつこれらの断層については、その

りの資料は、見当たらない。

(4) 地震源を特定せしめ策定する地盤についても、震源は、2004年に観測された北海留萌支厅南部地盤の記録等につき、基準地盤動SS-6およびSS-7として策定し、この基準地盤動SS-6(鉛直、85%ル)が結果的に最大の基盤地盤動(鉛直)となっている。地盤動の主張によれば、「これは「地表地盤断層が出現しない可能性がある地盤について、断層領域が地震発生域の内部ととなり、国内においてどこでも発生する」と考えられる地盤で、震源の位置も規模も分かれない地盤として地盤学的検討から全国共通に考慮すべき地盤動を設定して応答スペクトルを策定したとする。」このよつた地盤動についてそもそも予測計算が地盤学的・地質学的見方によるものであるし、原子力規制委員会での検討結果がこの調査の全般性を担保するものであるといえないところ、当裁判所にして、これらの点を前提とする地盤動に対する本件原発の安全性評価は、提供されていない。

4 その余の争点について

(1) 争点4(津波に対する安全性)について

津波に対する安全性能について、上記の観點から検討しきればならない。新規基準地下、特に具体的に問題とすべきする事項の記載された古文書は、1586年の天正地震に関する記載が挙げられる。若狭に大津波が押し寄せ多く人が死亡した旨の記載がある。しかししながら、海岸ら500㍍ほど内陸で津波堆積物を確認したとの報告のみであった。確かにこれが確実に海であったとしても考えるべき資金はない。しかしながら、海岸があつたか否かである点であるが、確かにこれが確実に海であったとまで考えるべき資金はない。しかしながら、海岸があつたか否かである点であるが、確かにこれが確実に海であったとまで考えるべき資金はない。

(2) 争点5(テロ対策)

ついで、閑電は、テロ対策についても、通常想定し得る第三者の法侵入等についても、安全対

الآن في متجر Google Play